

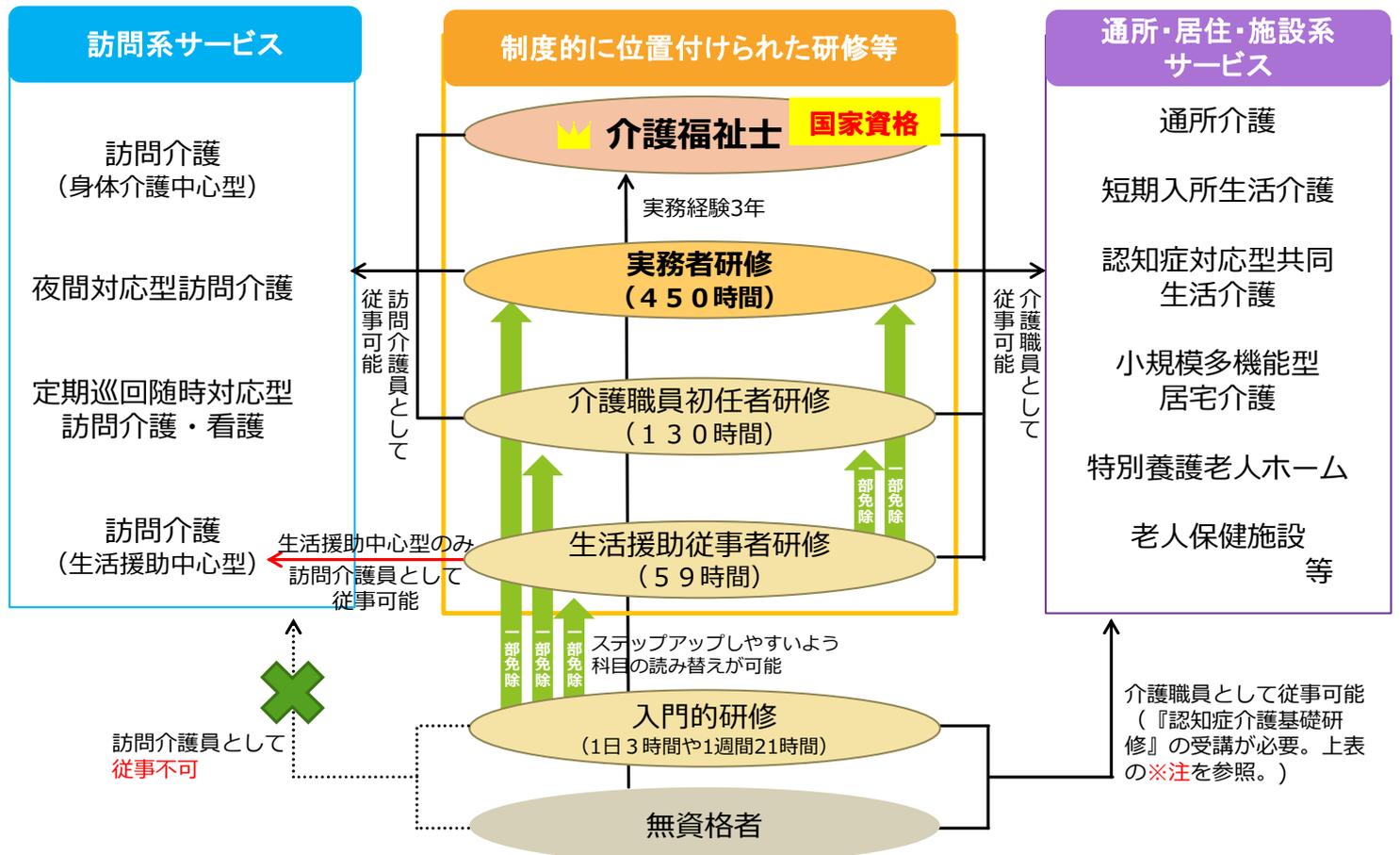
介護に関する資格等について

介護に関する主な資格や研修は下表となりますが、介護職員として従事される方の多くは国家資格である「**介護福祉士**」の取得を目指されます。介護福祉士の国家試験を受験するための要件として「**実務者研修の修了**」と「**3年以上の実務経験**」が必須となります。

研修・資格	研修時間数 (指定機関)	未経験者の受講	内容	介護保険法上サービス従事 (訪問介護含む)
介護福祉士	国家資格	実務経験3年 (受験要件)	介護職員としてスキルアップするための目標となる国家資格。資格手当等の対象となる資格。	◎ 全て可能
介護福祉士 実務者研修	450時間 (都道府県)	○	介護福祉士となるための 必須研修 。基本から実践的な知識・技術を演習等で習得。	◎ 全て可能
介護職員 初任者研修	130時間 (都道府県)	○	介護職員として働く上で基本となる知識・技術を習得。(旧ヘルパー2級相当)	◎ 全て可能
生活援助 従事者研修	59時間 (都道府県)	○	生活援助中心型のサービスに従事する方に必要な知識等を習得することを目的として行われる研修。	○ 訪問介護は 生活援助中心型のみ
入門的研修	21時間	○	介護分野への参入のきっかけとなる研修。訪問介護員として従事できない。	× 施設系介護のみ○※注

※注) 令和6年4月1日より認知症介護基礎研修の受講が義務付けられますが、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係の資格を有さない者に限る)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられ、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。

介護に関する各種資格等と介護サービスの関係



Q1 介護福祉士実務者研修と、介護職員初任者研修の違いは何ですか？

A1

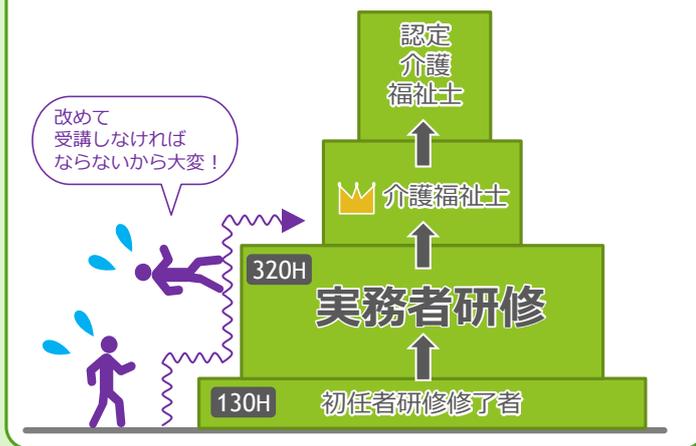
大きな違いは、**国家資格「介護福祉士」の受験要件**である「実務者研修修了」の資格が得られるか否かです。

介護の入門的な資格である「介護職員初任者研修」（130時間）を修了された方が、「介護福祉士」を受験する場合、実務経験3年以上に加え、実務者研修（450時間）のうち初任者研修の修了で130時間が免除されますが、実務者研修を修了するためには、320時間のカリキュラムを**改めて**受講しなければなりません。

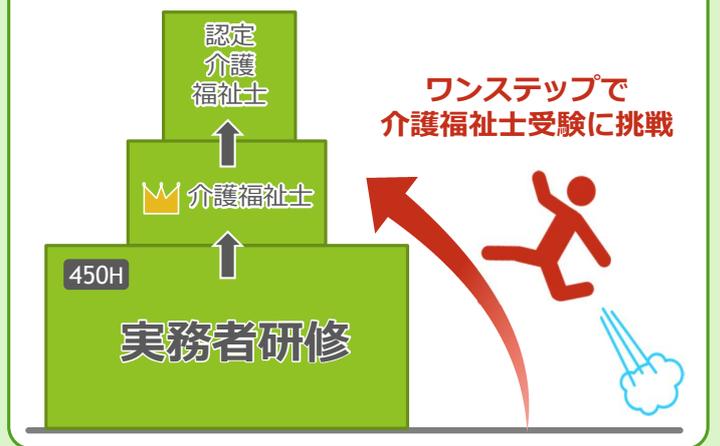
働きながらの学習負担を考えると、**介護業界が初めての方であっても、「実務者研修」の受講はできます**ので「いま！」受講されるべき研修としておすすめしています。

介護資格のキャリアアップ

<初任者研修からチャレンジする場合>



<実務者研修からチャレンジする場合>



Q2 無資格でも介護現場で働けますか？

A2

無資格でも介護施設で働くことはできます(ただし採用後1年以内に「認知症介護基礎研修」の受講が必要です。先の表の※注参照)が、身体的な介助が必要なご利用者や、認知症のご利用者など、様々なご利用者がおられます。身体的な介助でなくても、どのようにお声かけするのか、など、介護業務に携わるうえで専門的な知識・技術の習得が欠かせません。(下表：介護労働講習のカリキュラム参考)

「介護の資格を持っていない」「介護業界未経験」という方は、「実務者研修」や「介護職員初任者研修」を受講され、不安のない状態で介護現場で働かれるようにおすすめしています。

内 容		介護福祉士 実務者研修450時間 ※通学課程の場合の履修時間	介護労働講習内の 履修時間	
1	開講式等	-	4時間	
2	実務者研修 介護福祉士	スクーリング(面接授業)科目	225時間	
3		通信科目(レポート課題解答)	225時間	
4		医療的ケア(演習)	演習	21時間
5	実践講習	・介護職員の接遇・マナー ・レクリエーション等	-	65時間
6	就職支援	・事業主や修了生の講話 ・施設見学等	-	25時間
7	介護現場実習(5日間)	-	-	30時間
8	介護実習 補足講習	・安全衛生の実際 ・介護技術の演習等	-	30時間
合 計		450時間 + 医療的ケア演習	435時間	

※1 介護労働安定センターは、介護福祉士実務者養成施設として東京都から「通信課程」での認可を受けています。

※2 感染症等の状況によりカリキュラムの内容等が変更になる場合があります。



公益財団法人 介護労働安定センター

介護の資格や研修等については、介護労働安定センター都道府県支部にお問い合わせください。

